

## PART-1: 権利行使が出来ない「もやし特許」

# 特許を取得すれば、自社の事業が守れる、 という「知財幻想」から過ちが始まる

### —「誤解・錯覚」に気づかないのが幻想の始まり—

浅田次郎作、「蒼穹の昴」「珍妃の井戸」を読みながら日本の特許業界に照らし合わせてみた。英国、ドイツ、ロシア、そして日本から選ばれた身分ある公人たちが「清国」の滅亡を目のあたりにして見てきたことは「習慣には逆らえない」ということであった。

つまり、“この国は、おぞましいほどに複雑な儀礼と習慣とで出来上がっている(略)。遠い昔から連綿と続いているそうした習慣には、例え政策に矛盾をすることも従わなければならないのだろう。その結果、清国の改革つまり世界へ開かれた国づくりは、おぞましい習慣に阻まれ実現することなく外国からの侵略を受けた”。という筋書きになっている。

ここで述べていることは、物事の本質(問題)を考えないと目が曇るということである。人間は、例えおかしなことでも自分の利害に関係なければ当たり前で見過ごす習癖があるそうだ。つまり御都合主義なのである。

発明くんが身を置く知財業界においても、おかしなことがある。しかし、それは「この業界では当たり前のことである」という風潮(幻想)で流されている。おかしなことを見過ごすことで、知財業界の将来に災いを残すことになるという思いで、この原稿を書いている。



## 1. 過度な特許への「信頼・期待」が「知財幻想」を生み出す

「特許法第一条」:この法律は、発明の保護および利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする、とある。

—「独占・排他権」は産業の発達に貢献するという「知財幻想」—

すなわち特許法の目的は、特許権を付与することで、発明に十分な保護を与える。同時に発明の文献的利用及び実施上の利用を積極的に進め、両者をうまくバランスさせることにより、産業の発達を図ろうとするものである。その目的達成の為の手段については第2条以下、あれこれと細かく法規定されている。

しかし特許出願の過度な奨励は、出願リスクを軽視し、特許を取れば誰かが守ってくれるという誤解や幻想を生み出す危険性がある。当然だが霞ヶ関（特許庁）も桜田門（警察）も守ってはくれない。特許権者が自らの費用で侵害を調査し、膨大な裁判費用を支払い自ら守るものである。

自ら守るには、特許権者は権利行使のために必要な費用迄を予算化しておく覚悟がいる。権利行使のための予算措置を持たない特許は、単なる自己満足と出願費用を掛けただけの弱い特許、即ち「もやし特許」となる。「もやし特許」は、特許侵害者にとって痛くも痒くもない。



## 2.特許専門家が認めた特許だから問題ない、という「知財幻想」

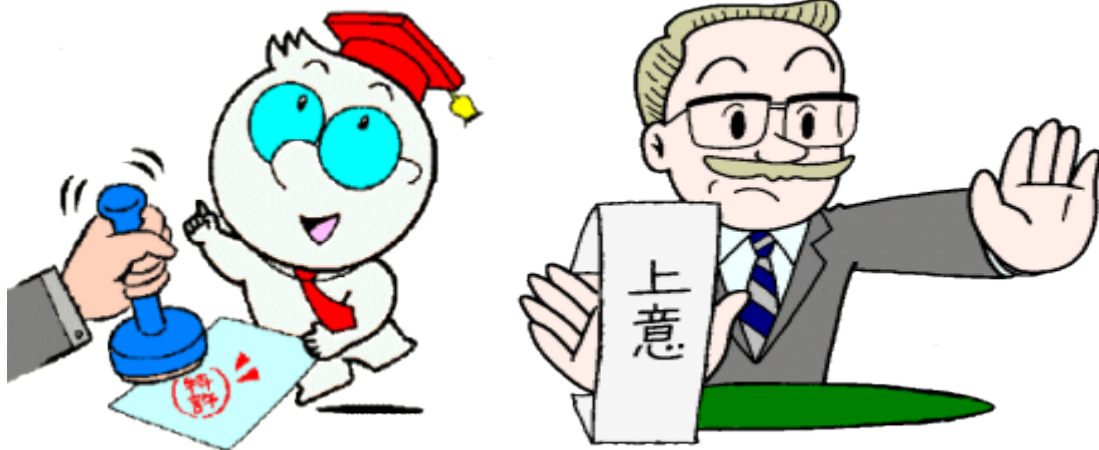
—国や特許庁や弁理士が守ってくれるという「知財幻想」—

知財部門を持つ会社は、特許出願担当者が存在する。更に特許弁理士との共同作業によって強い特許を作ることが可能である。しかし、知財部門を持たない会社や個人は特許事務所(特許弁理士)を全面的に頼り信頼するしかない。

特許弁理士は、特許出願手続きや特許権利化への支援をする国家資格を持つ専門家である。

しかも、国の行政機関である特許庁(お上)が、審査、審判を行った結果、その発明技術の特許登録しますと認めたならば出願人は、その発明技術が国からに保護されていると思込み「知財幻想」に陥るのは当然である。

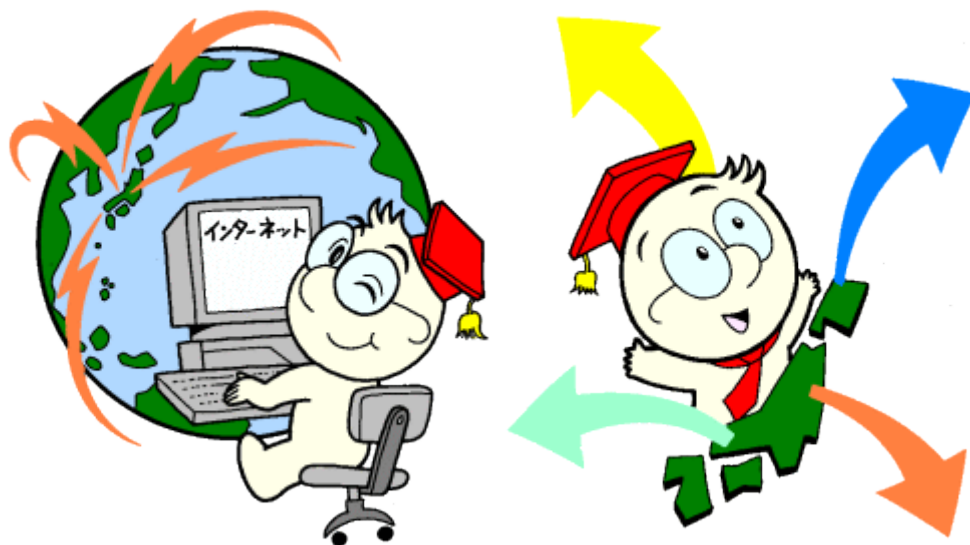
つまり大変ありがたいその「特許登録書」は、いざというときに権利行使が出来る強い特許であると、何の疑いもなく信じることになる。



### 3.特許出願にはリスクが無い、という「知財幻想」

特許や商標等の特許庁に出願する知財は、その国でしか保護されない属地権となる。特許出願は出願リスク(世界中に公開され、改良発明や回避ヒントを与え、出願から20年しか保護されず)や、多額の出願・年金がかかる半面、無効になってもだれも保証してくれない制度で、出願業界のための制度であることは明白である(米国の著名な経済学者が言っている)。日本には、160万件の特許があるが、特許裁判は年間200件で権利者敗訴率80%(近時20年間平均)。特許品質の問題が多く利益に貢献していない。

出願リスクとは出願から1.6ヶ月でその内容が日本特許庁電子館(IPDL)から全世界へ公開されることだ。特許制度は各国の制度であるから自国に出願がされていない国の人たちが、公開された特許を勝手に利用しても文句は言えない。折角の大金を払って特許出願したのに審査請求がされず、単なる技術情報として公開されるのが約40~50%もあると聞く。仮に残りの約60%が特許庁で審査され、特許の許可が下りるのが約60%とすれば、総出願件数の30~40%しか特許にならないことになる。運よく特許になっても裁判で無効にされることもある。さらに海外へ出願して特許になるのが約7~10%と推定されている。つまり海外では総出願件数の約90%以上が誰でも無料で使える状態にあるということか?(玉井レポートから引用)



## 4.「守秘知財」は会社利益に貢献しない、という「知財幻想」

—無形資産の価値について、玉井誠一郎氏の論文から引用—

(公社)知財経営協会(SIR) 会長兼理事長 学術博士

社内にはいろいろな知的財産が埋もれている。多くは個人の頭の中に記憶されたままである。特に「研究開発技術者」にその傾向が強い。彼らの研究成果は、特許を出願して顕在化させるのが手っ取り早い。しかし、何もかも特許を出願して開示する必要はない。

例えばノウハウ技術、プロセス技術等は「ブラック ボックス技術」として特許を出願せずに社内で秘匿しながら活用していくのも企業にとって重要な「知的財産戦略」である。この秘匿する技術を以下「守秘知財」と表現する。因みに「守秘知財」は「先使用権(\*)」を証明するときの証拠資料として使える。

(\*-1)先使用権とは、自社で「守秘知財」していたものと同じ技術を他社が特許出願して特許にしたとしても、その特許出願前から自社で実施していた場合は、その事業を継続できる権利(通常実施権を持つ)を言う。具体的には我社では既に〇〇年〇月〇日から使っていた(実施をしていた)、という証明ができる証拠文書のことである。日付の認証(確定日)は、公証人役場から受ける。最近では電子認証システムが使われている。

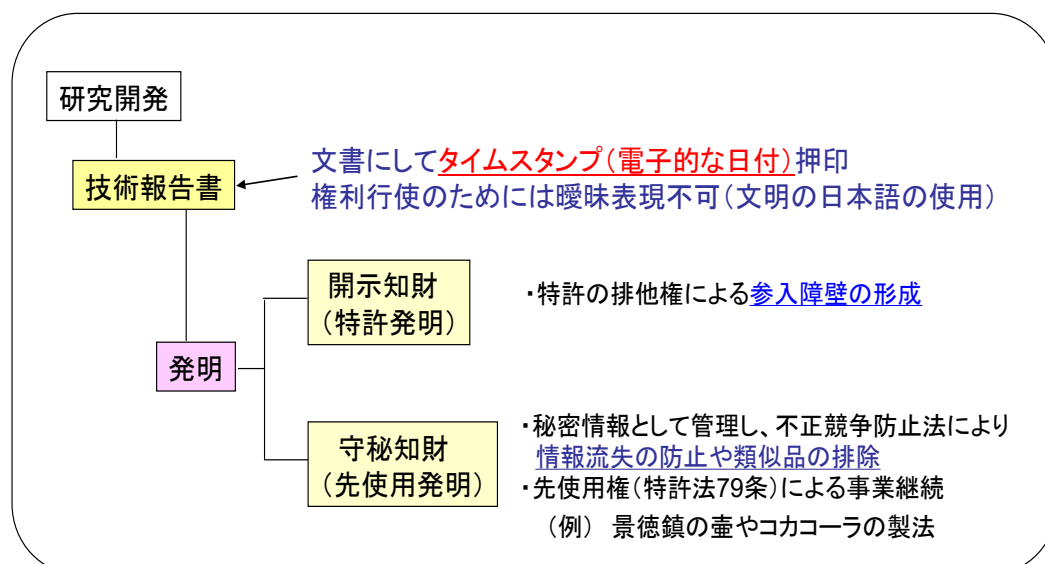
(\*-2)「守秘知財」は、この他に営業機密情報、研究開発情報(発明ノート・実験データ、設計図面、発明仕様書(提案書)など)がある。開示したくない「守秘知財」は、社内で共有し、利用を認められた社員だけが活用できる状態にして情報の流出を防ぐ必要があるが、運営は難しくはない。「守秘知財」は、無駄な特許出願を撲滅させ、特許出願費用、中間処理費用、知財係争処理費用、特許年金維持費用等を大幅に削減するメリットがある。「守秘知財」の運営は、企業にとって最も必要かつコストパフォーマンスの高いものであると考える。

(\*-3):営業秘密の取り扱い 企業が秘密として管理している技術情報や営業情報を「営業秘密」という。この営業秘密は不正競争防止法により保護されている。しかし、この保護には条件がある。営業秘密とは、不正競争防止法では「秘密として管理されている事業活動に有用な技術上または営業上の情報で公然と知られていないもの」と、定義されている。この要件を満たしていることが不正競争防止法の保護を受けるための条件となる。技術上の情報とは、製造技術、実験データ、設計図、研究レポート、製造マニュアル等である。営業上の情報とは、顧客名簿、仕入先名簿、見積資料、販売マニュアル、販売計画資料等である。

1.日本の近時30年の低成長の原因は、知財を含む無形資産マネジメントが皆無で、企業の無形資産価値は極めて少ない。日本の無形資産価値は、世界平均の12分の1と言われている。例えば、GAFA4社(IT 企業)の株式時価総額は800兆円、日本上場企業4000社での総額は600兆円を上回る程度と予測されている。企業価値に占める無形資産比率が急速に高まっている。

2.無形資産(見えざる資産 IA:Intangible Assets)は、売り上げに貢献する。これを法的保護が受けられる知財(IP:Intellectual Property Right)にしないと価格競争に巻き込まれ儲からなくなる。『知財なくして事業の儲けは無い』。社内の固有(機密)情報全てが無形資産で、これらを法律で保護できるように知財にすることが重要である(特許や商標は無形資産や知財のごく一部)。無形資産とは、知財やブランドと同義で、マネジメントの最重要対象である。

知財化の第一歩は、研究開発成果の**文書化**である



技術者自身が再現を担保した明快な文明の日本語で書くべき。  
作成日を確定し改ざんを防止するタイムスタンプにより法的資料に。

## 5.知財部門が、陥りやすい「知財幻想」

会社経営における「事業戦略、開発商品戦略、知財戦略」の三位一体の運用が叫ばれて久しいが、保有する特許が十分に活用されていないと考えている人は多い筈だ。

知財活動の成果は、知財部門の活動パフォーマンスを示す出願件数でも登録件数でもない。経営への貢献つまり、儲けとしての利益(やブ ランド価値)として「計測・評価」されなければならない。これができないものは 凡そ経営とはいえない。

出願・登録件数が多ければ、自社の競争力に結びつくと短絡的に考えることもできる。しかし、技術者たちへの「出願ノルマ」が発明提案書(発明届書)の品質を低下させることにつながる。発明者から上がってきた発明提案書を、そのまま右から左へ「丸投げ」して出願していれば特許出願件数は確かに増える。しかし、それぞれの特許はバラバラに管理され、次から次へとバラバラに寿命が尽きていくという場当たりの「知財管理」になってしまう。

知財部門も独立した会社として考えれば、お金の使い方も変わる。知財部門を大きくするには特許出願件数を増やすのが手っ取り早い。しかし特許出願したが、多くが審査請求されないという事実に対して目をつぶり、耳をふさぎ、口を閉じるならば、出願件数のノルマ方式は、様々な弊害をもたらす。例えば

①、筋の良い発明が生まれにくい。②、丸投げ体質が蔓延る。③、中間処理の費用は嵩む。④、権利維持費用(特許年金)が増え続ける。⑤、知財マンのモチベーションが下がる等。費用対効果を考えずに、このまま放置すれば「知財管理株式会社」は、やがて知財部門の不要論が起こり倒産する。

### 【知財川柳】:

- ・うらめしや、毎年ふえる、特許年金
- ・維持年金、そのほとんど、意地年金
- ・出願は、保険と同じで、掛け捨てだ



## 6.日本特許明細書の文書品質は、

### 世界でも通用する、という「知財幻想」

発明技術の明快な開示は、世界の特許理念に従うというだけでなく、その発明技術は「共存共栄」を目的にして使うことである。但し読んで理解が出来ない発明技術に興味を持つ人はまずいない。

#### ・特許明細書は、技術用語と法律用語が混じった特殊な文書である、という幻想

特許文書は「技術文書と法律文書が入り混じった何やら難しく特殊な文書である」という誤解が混乱を招いているのではなかろうか。特許文書は法的な要因が強い、ということであれば明確に書くことへの恐れが出る。

#### ・特許明細書は、当業者以外の者が読めなくて当然である、という幻想

分かりにくい難解な特許文書に対して「ちよいと変」と思っている人は多いと思う。特許文書を読む必要性に迫られている研究開発技術者たちは、その思いが特に強いはずだ。彼等が「スイスイ」と読める特許文書へ改善するメリットは大きい。対して「こじつけ」や「捏造もどき」の文章作成技術で取得した特許の悪影響は多方面に及んでいる。中でも特許審査官の審査判断を誤らせることになる困る

#### ・特許明細書は、欧米特許明細書と同じになっている、という幻想

一般的に述べるが、知財関係者の人には誤解があるのではないか。すなわち日本の特許明細書と欧米の特許明細書は基本的に同じである、と。体裁は同じ、特許法もほぼ同じとしても、日本人と西欧人の考え方の違い、そこからでてくる論理展開のやり方の違い、そしてその結果としての記述の構造の違いを理解していないと思われる。

一人一人の本音を聞けば、ほぼ誰もがこのままでいいとは思っていないだろうが、集団となると正論はでてこないのかも……。この「同調圧力」が日本人の良いところでもあるが、欠点となる場合もある。



